

1-29-23

国王尚清の、謝恩のため王舅毛実等を遣わす執照

(一五三五、二、八)

琉球国中山王尚清、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅毛実を遣わし、長史蔡瀚等と共に、表文一通を齎捧せしむ。埤字号船及び護送の小船共に二隻に坐駕し、金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・紅漆螺鈿鞞鍍金銅結束腰刀二十把・紅漆鞞鍍金銅結束腰刀一十把・紅漆螺鈿鞞鍍金銅結束腰刀二十把・紅漆鞞鍍金銅結束腰刀四十把・黒漆鞞銅結束腰刀八十把・鍍金銅結束線穿鉄甲一領・鍍金銅線穿手套一付・線穿鉄護腿一付・貼金鉄護膝一付・頭笠一頂・金箔彩画屏風一對・両面泥金扇二百把・泥金水墨画扇二百把・貼片金水墨画扇一百五十把・貼金穿馬鉄甲二付・貼金馬鉄面二個・象牙五百斤・束香二百斤・檀香二百斤を装載し、京に赴き謝恩す。

所擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字二十号半印勘合執照を給して通事梁梓・林喬等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

王舅一員 毛実 人伴二十名

長史一員 蔡瀚 人伴一十名

使者一員 沈布理 人伴五名

都通事一員 梁梓 人伴三名

存留在船使者一員 賈滿度 従人二名

管船火長・直庫二名 紅芝 志羅勃是

梢水共に七十五名

護送の小船に坐駕する使者一員 錢林 従人二名

護送の小船に坐駕する通事一員 林喬 従人二名

梢水共に六十四名

嘉靖十四年(一五三五)二月初八日

右の執照は通事梁梓・林喬等に付し、此れに准ぜしむ

謝恩等の事の為にす 執照

1-29-24

国王尚清の、進貢のため正議大夫林盛等を遣わす執照

(一五三五、一〇、二七)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫林盛・使者呉実佳等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五千斤を装載して京に赴き進貢す。所擧りて今差去する人員は、別に文憑無く

ば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字二十五号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡廷会等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 林盛

使者一員 吳実佳

都通事一員 陳賦

人伴十八名

存留在船使者一員 馬説古 人伴二名

存留在船通事一員 蔡廷会 人伴二名

管船直庫一名 他魯

梢水共に六十八名

嘉靖十四年（一五三五）十月二十七日

右の執照は存留在船通事蔡廷会等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-29-25

国王尚清の、皇帝と皇太子への進貢慶賀のため正議大夫陳賦等を遣わす執照（一五三七、八、二〇）

琉球国中山王尚清、進貢、慶賀等の事の為にす。

今、特に正議大夫陳賦を遣わし、長史蔡廷美等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。黄字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤並びに鍍金銅結束紅漆靶鞘衣刀一十六把・鍍金銅結束紅漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把・鍍金銅結束螺鈿鞘沙魚皮靶腰刀六把を装載し、京に赴き御前に進賀し、其の鍍金銅結束紅漆靶鞘衣刀一十二把・鍍金銅結束紅漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把は正位東宮に進賀す。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十号半印勘合執照を給して存留在船通事金昇等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 陳賦

使者二員 高志 邁治刺

通事一員 梁頭